

武豊町利用者負担額表（保育料）

（１）３～５歳児クラスの利用者負担額（保育料）

（単位 円／月）

利用者負担額（保育料）	0
-------------	---

（２）０～２歳児クラスの利用者負担額（保育料）

（単位 円／月）

階層	世帯区分	利用者負担額（保育料）					
		第１子		第２子		第３子以降	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯 等	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
3	市町村民税所得割額	48,600円未満	11,800	8,800	5,900 0 0	4,400 0 0	0 0 0
		ひとり親世帯等	5,900	4,400	0	0	0
4A		48,600円以上 57,700円未満	24,000	21,000	12,000 0 0	10,500 0 0	0 0 0
		ひとり親世帯等	9,000	9,000	0	0	0
4B		57,700円以上 77,101円未満	24,000	21,000	24,000 0 0	21,000 0 0	※ 0 0
		ひとり親世帯等	9,000	9,000	0	0	0
4C		77,101円以上 97,000円未満	24,000	21,000	24,000 0 0	21,000 0 0	※ 0 0
5		97,000円以上 169,000円未満	42,300	39,300	42,300 21,150 21,150	39,300 19,650 19,650	※ 0 0
6		169,000円以上 301,000円未満	47,600	44,600	47,600 23,800 23,800	44,600 22,300 22,300	※ 0 0
7		301,000円以上 397,000円未満	50,100	47,100	50,100 50,100 25,050	47,100 47,100 23,550	※ 0 0
8		397,000円以上	52,600	49,600	52,600 52,600 26,300	49,600 49,600 24,800	※ 0 0

（令和7年10月～施行）

* 年齢は、入所年度の4月1日時点の満年齢を基準とします

* 世帯とは、住民票上の世帯ではなく、入所児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）としています

* 給食費・主食費、教材費などは無償化の対象外です

* 第3階層～第8階層の第2子・第3子以降は、上のきょうだいの年齢によって利用者負担額が異なるため、上記表内の金額は下記年齢別に表記しています（ひとり親世帯等に該当する場合を除く）

上段	18歳以上
中段	18歳未満
下段	小学校就学前（保育所・幼稚園・認定こども園等へ在籍）

* 第4階層～第8階層の第3子以降は、上のきょうだいが18歳以上の場合、きょうだいカウントに含まないため、上記表内の金額は※と表記しています（ひとり親世帯等に該当する場合を除く）